

地方独立行政法人制度の概要

1 地方独立行政法人とは何か

地域において必要な事業で、民間では必ずしも実施されないおそれがあるものを、効率的・効果的に行うため、地方公共団体が100%出資して設立する法人

2 地方独立行政法人制度の特徴

(1) 公共性

- ① 地方公共団体（静岡市）が100%出資して法人を設立
- ② 設立団体の長（静岡市長）が、地方独立行政法人が達成すべき中期目標を定め、法人に指示
- ③ 地方独立行政法人が作成する中期目標を達成するための中期計画は、設立団体の長（静岡市長）の認可が必要
- ④ 中期目標の策定、中期計画の認可に当たっては、議会（静岡市議会）の議決が必要
- ⑤ 不採算医療の実施等に係る経費は設立団体（静岡市）が負担

(2) 自主性

- ① 地方独立行政法人化により、法人に経営に係る権限が移譲され、また、これまでの地方公共団体としての制約が外される（人材確保、契約等）ため、環境変化への迅速・柔軟な対応が可能

(3) 透明性

- ① 中期目標、中期計画、年度計画、財務諸表、業績評価、給与基準等広範な事項を公表
- ② 「評価委員会」を設置し、中期目標の策定、中期計画の認可に当たっての意見提示や、業務実績の評価を、客観的かつ中立公正に実施